

令和7年11月26日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記につきまして周知依頼がございました。

本通知でご案内する「性感染症に関する特定感染症予防指針」は、その有効性を維持・確保するため、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要に応じて変更していくものとされております。今般、以下の通り改正されましたこと、ご報告いたします。

なお、本指針は令和7年11月10日より適用されるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知うえ、貴会会員関係医療機関への周知方につき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

本指針は、性感染症における総合的な施策推進を図るために作成されたものであり、原因究明、予防、医療提供、研究開発、国際連携等の施策の推進のため、国、地方公共団体、医療・教育関係者、NGO等が連携して対策推進することを目的とした行動指針である。

第2 主な改正事項

前文

- 性感染症について、「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題」を「性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題」に変更
- 以下の内容を追加する
 - ・梅毒について、多様な機会を通じた感染拡大の可能性があることから、その実態を把握し、各々に配慮した対策を検討すること
 - ・先天梅毒の増加を受け、知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要であること
 - ・特別な配慮を必要とする者における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発、相談、医療提供等を行うこと

第一 原因の究明

- 以下の内容を追加する
 - ・発生動向を把握するため、各団体等との連携や、NDB等の多様な情報源の活用を進めること
 - ・迅速な発生動向把握のため、国及び都道府県等は、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進すること

第二 発生の予防及びまん延の防止

●以下の内容を追加する

- ・ 様々な層に適した行動変容を促すため効果的な普及啓発の実施の重要性
- ・ 知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者の、普及啓発に携わる者への教育及び学校現場での教育に積極的に協力することの必要性
- ・ 女性に対する普及啓発について、パートナーや家族からの協力・理解促進の必要性
- ・ 妊娠を希望する女性、そのパートナーに対し性感染症予防に十分留意することを促すことの重要性
- ・ 検査の外部委託を可能にすること

第三 医療の提供

●以下の内容を追加する

- ・ 国及び都道府県等は、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成し、地域に普及させるよう努めることの重要性
- ・ 一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保の重要性

第四 研究開発の推進

- 「検査や治療等に関する研究開発の推進」を「検査、治療や予防等に関する研究開発の推進」に改める。
- 「疫学者や都道府県等の協力を得る」を「疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びNGO等の協力を得る」に改める
- 「NDB、各自治体のサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていく」ことを追加

第五 国際的な連携

- 改正なし。

第六 施策の評価及び関係機関との連携

- 連携先として「こども家庭庁」を追加

以 上

大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)